

伊賀市契約規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 契約

第1節 契約の方法（第2条—第22条）

第2節 契約の締結（第23条—第33条）

第3節 契約の履行（第34条—第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、伊賀市が締結する契約に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

第2章 契約

第1節 契約の方法

（一般競争入札参加者の資格）

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定める必要があると認めるときは、その理由及び資格基準並びに登録の時期及び方法について決定し、直ちに同条第2項の規定により、その資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法を公示しなければならない。

第3条 市長は、前条の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その定めるところにより定期的に、又は随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前条の規定による審査により適格者と認めたときは、一般競争入札資格者の名簿を作成し、これを登録してその者に登録済の通知をするものとする。ただし、普通財産又は物品の売払い、貸付け等の場合は、この限りでない。

（入札の公告）

第4条 一般競争入札は、その入札期日の前日から起算して10日前までに公告するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、公告の始期をその入札期日の前日から起算して5日前までの日とすることができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項その他入札に必要な事項
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(入札保証金)

第5条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る入札金額の100分の5以上（インターネットを利用して普通財産又は物品の売払いの入札（以下「インターネット売払い」という。）を執行する場合の入札保証金については、別に定める。）の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札に参加する資格を有する者であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 不用の決定をした物品を売り払うとき。

(予定価格の作成)

第6条 市長は、一般競争入札に付するときは、仕様書、設計書等により予定価格を定めて予定価格調書（様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3又は様式第1号の4）に記載するものとする。

- 2 前項の予定価格調書は、封書にして開札の際これを開札場所に置かなければならない。
- 3 予定価格を定めるときは、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、総額により難い契約（一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約をいう。）にあつては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、インターネット売払いを執行する場合の予定価格については、別に定める。

(最低制限価格の作成)

第7条 市長は、工事又は製造その他の請負を一般競争入札に付する場合において、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設けるときは、予定価格の10分の7以上の額で定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を設けたときは、前条第1項に規定する予定価格調書にこれを併記しなければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、最低制限価格の作成にこれを準用する。

(入札書の提出)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書（様式第2号）を1件ごとに作成し、封書にして工事名又は物件名等並びに入札者の氏名又は法人名及びその代表者名を表記し、市長の指定する日時及び場所に提出しなければならない。

2 郵便による入札を行うときは、書留郵便その他発送事実を証することができる方法による郵送とし、封筒に入札に付する事項を記載し、指定した日時までに所定の場所に到達したものでなければならない。

3 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。

4 前項の代理人は、同一入札において2人以上の者の代理人になることができない。

5 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人になることができない。

6 入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができない。

7 前各項の規定にかかわらず、インターネット売払いを執行する場合の入札書の提出の方法については、別に定める。

(電子入札)

第8条の2 電子入札（市の使用に係る電子計算機と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）に参加しようとする者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、その者の使用に係る電子計算機に入札価格他所定の情報を入力し、市長が指定する日時までに市の使用に係る電子計算機に到達させなければならない。

2 前項の電子入札に係る運用は、別に定める。

(開札)

第9条 開札は、入札終了後直ちに、関係職員2人以上立会いの上入札者の面前において行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、インターネット売払いを執行する場合の開札の方法については、別に定める。

(入札の無効)

第10条 一般競争入札において、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札保証金の額が第5条に規定する額に満たないとき。
- (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき（郵送の場合は、指定された場所、日時に到着しないとき。）。
- (7) 記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされているとき。
- (8) 金額を訂正した入札をしたとき。
- (9) 入札書に記載されている日付が入札公告、指名通知若しくは見積通知に示す開札日の日付と異なる、又は入札書に日付の記載がないとき。
- (10) 記名又は押印を欠く入札をしたとき。
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
- (12) 工事費内訳書が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 工事費内訳書の提出がないとき。
 - イ 工事費内訳書の金額が入札書に記載の金額と一致していないとき。
 - ウ 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき（記載されている値引き又は端数処理等の額が千円未満である場合を除く。）。
 - エ 記載すべき項目が欠けているとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ指示した事項に違反したとき。

(入札保証金の還付等)

第11条 一般競争入札の入札保証金は、入札終了後、直ちに入札した者に還付するものとす

る。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

2 前条第4号に掲げる行為があったとき、又は落札者が正当な理由なく契約をせずにその権利を失ったときは、入札保証金は、市に帰属する。

(落札者)

第12条 入札においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を落札者とする。

(1) 工事又は製造その他の請負、物件の購入若しくは借入等の場合（第3号に掲げる場合を除く。） 予定価格の制限の範囲内であって最低価格の入札をした者

(2) 普通財産又は物品の売払い又は貸付け等の場合 予定価格以上であって最高価格の入札をした者

(3) 第7条第1項の規定により最低制限価格を定めた場合 最低制限価格以上かつ予定価格の制限の範囲内であって最低価格の入札をした者

2 市長は、令第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合は、前項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず、予定価格の制限内（最低制限価格を定めた場合は、その範囲内）の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする事ができる。この場合は、その理由及び落札者の氏名（法人にあつては法人名及び代表者名）を公表しなければならない。

3 市長は、令第167条の10の2第1項又は第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合は、第1項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができる。

4 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 落札者の決定に審査が必要なきときは、開札後直ちに決定せず保留した後に決定することができる。

6 前各項の規定にかかわらず、インターネット売払いを執行する場合の落札者の決定の方法については、別に定める。

(入札の公告時間の短縮)

第13条 一般競争入札に付した場合において、入札者が不在の場合若しくは令第167条の8第4項の規定により再度の入札に付し落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない場合で、更に一般競争入札に付そうとするときは、第4条の公告の始期をその入札期日の前日から起算して3日前までの日とすることができる。

(落札後の措置)

第14条 市長は、一般競争入札の落札者が決定したときは、直ちに、その旨を落札者に通知しなければならない。

(入札参加者資格者)

第15条 競争入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加資格審査申請に必要な書類を、市長が定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による書類を提出した者について審査し、適格者と認めるときは、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(指名基準)

第16条 指名競争入札に指名することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 過去における本市との契約の履行が誠実であった者

(2) 契約の履行が誠実かつ確実と認められる者

(入札者の指名)

第17条 市長は、指名競争入札に付そうとするときは、入札参加資格者名簿に登録された者のうちから、前条の基準により競争に参加する者を3人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、第4条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に入札期日5日前までに通知しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第18条 第6条から第12条まで及び第14条の規定は、指名競争入札に付する場合にこれを準用する。

(随意契約の限度額等)

第19条 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に

応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

2 令第167条の2第1項第3号の規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法又は選定基準、申請方法等を公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(見積書の徴収)

第20条 市長は、随意契約によろうとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して特別な場合を除き、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき。
- (2) 季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で見積書をとる暇がないとき。
- (3) 官報その他のもので価格が確定し、見積書をとる必要がないとき。
- (4) 予定価格が10万円を超えない契約をするとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

2 前項の規定による見積書の徴収は、第15条第2項の規定により入札参加資格者名簿に登録された者のうちから徴さなければならない。ただし、特別の理由によりこれにより難しいときは、この限りでない。

(随意契約による場合の予定価格の作成)

第21条 市長は、随意契約による場合は、あらかじめ第6条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が30万円を超えないとき。
- (2) 市長が特に必要がないと認めたとき。

(せり売り)

第22条 市長は、物品の売払いについて、特に必要があると認めるときは、一般競争入札に関する規定に準じ、せり売りに付することができる。

第2節 契約の締結

(契約書の作成)

第23条 市長は、契約を締結するに当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける建設工事の請負契約については少なくとも同法第19条第1項各号に掲げる事項、その他の契約については次の各号に掲げる事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、これを省略することができる。

- (1) 契約の目的
 - (2) 契約の金額
 - (3) 履行期限及び契約保証金に関する事項
 - (4) 契約履行の場所
 - (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (6) 監督及び検査
 - (7) 目的物の引渡し of 時期
 - (8) 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (9) 危険負担
 - (10) 契約不適合責任
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、当該契約の締結について必要な事項
- 2 契約書には、必要に応じて仕様書、設計内訳書（職工及び人夫の数量並びに費用の内訳を記載しないものとする。）及び図面を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、1件100万円を超えない契約については、契約書の作成を省略し、請書によることができる。
- 4 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年伊賀市条例第68号）第2条又は第3条に規定する契約を締結しようとするときは、市長は、議会の議決を経た後に当該契約を締結する旨又は当該議決があったときに当該契約としての効力を生ずる旨を記載した仮契約書を作成するものとする。

(契約書又は請書の作成を省略することができる場合)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、契約書又は請書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が30万円を超えない契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 官公署その他これに準ずる機関と契約をするとき。
- (4) 契約の性質上契約書又は請書を作成する必要がないとき。

(契約書又は請書の提出)

第25条 契約の相手方（以下「契約者」という。）は、市長が契約書又は請書の提出時期を別に指定した場合のほか、契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く。）に契約書又は請書を提出しなければならない。

- 2 契約者は、正当な理由がなく前項に規定する期間内に契約書又は請書を提出しないときは、契約締結の権利を失う。

(契約の変更)

第26条 市長は、契約の締結後において、経済情勢の変動、災害又は工事の施行上やむを得ない理由により当該給付の内容の変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一時中止等をする必要が生じたときは、契約者と協議して契約の変更をしなければならない。

- 2 市長は、契約者からその責に帰することができない理由により、又はその責に帰する理由があるため違約金を納入する旨を明示して履行期限の延長をしたい旨申出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、契約の変更をしなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により、契約の変更をしようとするときは、第23条の規定に準じ、変更契約書又は変更請書を作成しなければならない。
- 4 前項の変更契約書又は変更請書の提出については、第25条の規定を準用する。

(契約の解除)

第27条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 期限までに契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったことを発見したとき。
- (4) 契約者が建設業法第29条の規定により登録を取り消されたとき。
- (5) 市長が命じた者が行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定

する監督（以下「監督」という。）又は検査（物品については「検収」という。以下同じ。）（以下「検査」という。）に際してその執行を妨げたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、契約条項に違反したとき。

2 前項に規定する場合のほか、市長において特に必要があると認める場合には、契約を解除することができる。

3 契約者は、市長の責に帰する理由によって損害を受けたときは、契約を解除することができる。

4 市長及び契約者は、前3項の規定により契約を解除するときは、相手方にその旨を書面で通知しなければならない。

(契約保証金)

第28条 市長は、契約を締結したときは、直ちに、契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約者が過去2年の間に本市若しくは他の地方公共団体又は国(特殊法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 工事若しくは製造の請負又は工事に係る設計、測量若しくは調査等の委託業務において、500万円未満の契約を締結するとき。

(5) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(6) 物件を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(7) 随意契約を締結する場合において契約金額が100万円を超えないもので、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、国債、地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、有価証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えなければならない。

(1) 政府の保証のある債券

(2) 定期預金証書

(3) 銀行又は金融機関の保証する小切手又は手形

(4) 市長が確実と認める金融機関等又は保証事業会社の保証

3 市長は、契約締結後に、契約金額において増減があった場合は、その増減の割合に従って契約保証金の額を変更することができる。

(契約解除の場合における対価等)

第29条 市長は、契約者の責に帰する理由により契約を解除したときは、工事、製造その他の請負契約の既済部分又は物件の既納部分に相応する金額の範囲内の対価を契約者と協議の上支払わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、契約を解除した場合において、市長又は契約者の責に帰する理由により損害を生じたときは、その当事者が賠償しなければならない。

(契約保証金の還付)

第30条 契約保証金は、契約者が契約を履行した後直ちに還付する。ただし、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合におけるその不適合についての特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

2 契約の変更により契約金額に減少があった場合において、契約者の要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第31条 契約者は、契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 契約者は、契約の目的物又は支給した材料若しくは検査済の材料を第三者に売り払い、若しくは貸し付け、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第32条 契約者は、契約履行について、全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(紛争の解決方法)

第33条 契約に関して当事者間に紛争を生じたときの解決方法は、次に定めるところによる。

(1) 建設工事の請負契約にあつては、建設業法第3章の2の規定による。

(2) その他の契約にあつては、当事者が協議の上第三者に、あつせん、調停又は仲裁を求

める。

第3節 契約の履行

(契約の履行の届出)

第34条 契約者は、契約（工事、製造その他の請負契約に限る。）を履行しようとするとき、及びその履行を完了したときは、市長にその旨を書面で届出なければならない。ただし、契約の履行内容が軽微なものについては、口頭により届出ることができる。

(契約履行の監督又は検査)

第35条 監督又は検査は、市長が補助者に命じてこれをしなければならない。

2 市長は、特別の理由がある場合を除き、同一の契約について、監督を行う職員（以下「監督員」という。）と検査を行う職員（以下「検査員」という。）を兼ねさせることができない。

(監督)

第36条 監督員は、契約に係る仕様書、設計書及び図面等に基づき、契約の履行に立ち会って工程の管理、履行中途における使用材料の試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をするものとする。

2 監督員は、監督をしたときは、その監督の内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(給付の検査等)

第37条 市長は、次に掲げる場合には、契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査を行わなければならない。

(1) 契約者が給付を完了したとき。

(2) 給付の完了前に出来高に応じ対価の一部を支払う必要があるとき。

(3) 物件の一部の納入があったとき、又は契約により納付の一部を使用しようとするとき。

2 前項第1号の場合における検査は、第34条の規定による契約の履行完了の届出を受けた日から、工事の請負にあつては14日以内に、製造その他の請負又は物件の買入れ等にあつては10日以内に行わなければならない。

3 検査員は、契約書、設計図その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督員の立会いを求めて、当該給付の内容及び数量その他について検査しなければならない。

4 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験

をして検査を行うことができる。この場合において、検査及び復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、市長は、この旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

- 5 検査員は、検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは、契約者に必要な処置をすることを求め、その経過を記録しておかなければならない。

(検査の立会い)

第38条 検査員が前条に規定する検査を行うときは、契約者若しくはその代理人は、立ち会わなければならない。この場合において、これらの者が検査に立ち会わないときは、検査の結果について、異議の申立てをすることができない。

- 2 検査員は、前項に規定する者のほか、監督員以外の職員の立会いを求めることができる。
- 3 検査に立ち会う職員は、検査についての意見を述べることができる。

(完成認定書等の作成)

第39条 検査員は、検査の結果、契約が履行されたと認めるときは、工事、製造及びその他の請負契約にあつては完成認定書(様式第3号)若しくは出来高調書(様式第4号又は様式第4号の2)を、物件の買入れその他にあつては検収調書(様式第4号の3又は様式第4号の4)、物品検査証(様式第4号の5)又は委託業務検査調書(様式第4号の6)を作成し、契約者に交付しなければならない。ただし、契約金額が30万円を超えないものについては、関係帳票にその旨を記録することによりこれを省略することができる。

(監督及び検査の委託)

第40条 市長は、令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせようとするときは、監督(検査(検収))委託書を作成し、これをその委託をしようとする者に送付しなければならない。

- 2 第36条、第37条第2項から第5項まで及び前条本文の規定は、前項の規定により監督又は検査の委託を受けた者が行う監督又は検査にこれを準用する。

(物品の減価採用)

第41条 市長は、契約者の供給した履行の目的物に僅少の不備の点があつても使用上支障がないと認めるときは、相当減価の上採用することができる。

(部分払及びその限度額)

第42条 伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第46条第1項本文の規定により部分払をする必要があるときは、検収調書、物品検査証又は出来高調書により次の各号に掲げ

る区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。

- (1) 工事又は製造その他の請負契約 既済部分の代価の10分の9
- (2) 物件の買入契約 既納部分に対する代価
- (3) 部分引渡しの定めのある契約 既納部分に対する代価(前金払された金額があるときは、当該前金払の金額を差引いた額)

2 前項の部分払をすることができる回数は、次に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定める回数とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、回数を増減し、又は契約金額が1,000万円未満の契約についても部分払をすることができる。

- (1) 1,000万円以上2,000万円未満 1回
- (2) 2,000万円以上5,000万円未満 2回
- (3) 5,000万円以上8,000万円未満 3回
- (4) 8,000万円以上 契約金額から3,000万円を減じて得た額を3,000万円で除して得た数の整数部分に2を加えた回数

3 前2項の規定により2回目以降の部分払をしようとするときは、その都度当初からの既納部分又は既済部分について第1項に規定する金額を算定し、当該算定した金額から前回までの支払済額を控除して得た額をもってその回の部分払の支払額とする。この場合において、前金払された金額があるときは、既納部分又は既済部分の率に対応する当該前金払の金額をその都度算出し、これをその部分払の金額から差引くものとする。

4 国の交付金、補助金等を受けて実施する事業について、市長が特に必要があると認めたときは、第1項第1号の規定にかかわらず、既済部分の代価の10分の10を部分払することができる。

(履行遅延に対する違約金)

第43条 第26条第2項に規定する違約金は、履行遅延による損害賠償について特約した場合を除き、遅延日数に応じ未履行部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額とする。ただし、第26条第1項の規定により履行の一時中止をした日数は、履行期間に算入しない。

2 前項の違約金は、契約に基づく対価から控除して充当するものとし、控除する額に満たない場合は、これを追徴するものとし、契約者に対してその旨を通知しなければならない。

3 前2項の規定は、契約者が第36条に規定する検査に合格しないため、その補修、改造又

は取替え若しくは補充を命ぜられ、市長の定める期間内に履行しないときに準用する。

(対価の支払)

第44条 市長は、第37条の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係る支払をすることができない。

2 対価の一部について、前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払の際に、これを精算するものとする。

3 市長は、第27条の規定により契約を解除したときは、当該契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

(物件の引受け又は引渡し)

第45条 市長は、契約に基づく物件の引渡しを受けてから対価の支払を完了するものとする。

2 市長は、契約に基づく対価の納付が完了したことを確認した後に当該契約に基づく物件を引き渡すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）の規定によりなされた契約に係る処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(伊賀市会計規則の一部改正)

3 伊賀市会計規則の一部を次のように改正する。

「第5章 契約

目次中 第1節 契約の方法（第73条—第93条）
第2節 契約の締結（第94条—第104条）
第3節 契約の履行（第105条—第116条）」

を「第5章 削除」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第73条から第116条まで 削除

様式第42号を次のように改める。

様式第42号 削除

様式第 42 号の 2 から様式第 42 号の 4 までを削る。

様式第 43 号を次のように改める。

様式第 43 号 削除

様式第 43 号の 2 から様式第 43 号の 4 までを削る。

様式第 48 号及び様式第 49 号を次のように改める。

様式第 48 号 削除

様式第 49 号 削除

様式第 49 号の 2 から様式 49 号の 6 までを削る。

(伊賀市工事執行規則の一部改正)

4 伊賀市工事執行規則（平成16年伊賀市規則第169号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「伊賀市会計規則（平成 16 年伊賀市規則第 74 号）」を「伊賀市契約規則（令和 4 年伊賀市規則第 29 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。